

廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反（抜粋）

「第14条の3の2第1項第4号」の規定（抜粋）

第14条の3の2 都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。

四 第14条第5項第2号イ又はハからホまでのいずれかに該当するに至つたとき（前3号に該当する場合を除く。）。

「第14条第5項第2号イ及びニ」の規定（抜粋）

第14条

5 都道府県知事は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 第7条第5項第4号イからチまでのいずれかに該当する者

ニ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの

「第7条第5項第4号ハ」の規定（抜粋）

第7条

5 市町村長は、第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者